

議案第 5 7 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、
本議会の議決を求める。

平成 8 年 6 月 2 4 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 8 年 6 月 2 5 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号
三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年三朝町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

155, 000円	260, 000円	375, 000円	510, 000円	695, 000円	880, 000円
145, 000	245, 000	345, 000	450, 000	625, 000	815, 000
135, 000	230, 000	325, 000	425, 000	575, 000	760, 000
130, 000	215, 000	300, 000	390, 000	540, 000	725, 000
120, 000	195, 000	270, 000	350, 000	480, 000	650, 000
110, 000	180, 000	250, 000	325, 000	435, 000	605, 000

を

160,000円	265,000円	380,000円	515,000円	700,000円	890,000円
150,000	250,000	350,000	455,000	630,000	820,000
140,000	235,000	330,000	430,000	580,000	765,000
135,000	220,000	305,000	395,000	545,000	730,000
125,000	200,000	275,000	355,000	485,000	655,000
115,000	185,000	255,000	330,000	440,000	610,000

改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成 8 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

別表第 1

円 100,000	円 150,000	円 200,000	円 250,000	円 300,000	円 350,000
100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000
100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000
100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000
100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000
100,000	150,000	200,000	250,000	300,000	350,000